

税務Q&A



輸出免税についての 税務Q&A

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 日高 強

(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)

Q コロナ禍で国内の消費が低迷する中、弊社では商品の輸出を検討しています。消費税の輸出免税について教えてください。

A 事業者が国内で商品などの販売をする場合には原則として消費税がかかりますが、輸出取引に該当する場合には消費税が免除されます。これは国内消費税である消費税は外国で消費されるものについては課税しないとの考えに基づくものです。

この場合の輸出取引とは商品の輸出や国際輸送、国際電話、国際郵便などを言います。

一方、課税事業者が行う仕入れや家賃その他の経費の支出に課された消費税は課税仕入れに該当し、消費税の計算上控除されますから、支払った消費税が預かった消費税よりも多い場合には、消費税の還付を受けることができます。

Q 免税される輸出取引の範囲について教えてください。

A 消費税の課税事業者が次のような輸出取引を行った場合には消費税が免除されます。

①国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付

※輸出する物品の製造のための下請け加工や輸出取引を行う事業者に対して行う国内での資産の譲渡等は輸出取引に該当しませんから輸出免税の規定の適用はありませんのでご注意ください。

②国内と国外との間の通信又は郵便もしくは信書便

③非居住者に対する著作権等の無体財産権の譲渡又は貸付

④非居住者に対する役務の提供

ただし次のものは除かれます

イ、国内に所在する資産に係る運送又は保管

ロ、国内における飲食又は宿泊

ハ、イ又はロに準ずるもので国内において直接便益を享受するもの

Q 輸出免税の適用を受けるための要件について教えてください。

A 輸出免税の規定の適用を受けるためにはその取引が輸出取引であることの証明が必要です。

輸出取引等の区分に応じて輸出証明書、税関長の証明書又は輸出の事実を記載した帳簿や書類を整理し、納税地に7年間保存する必要があります。

Q 弊社は免税事業者ですが輸出免税の適用により消費税の還付を受けられますか。

A 消費税の免税事業者は、消費税の納付義務が免除される一方で、消費税の還付を受けることもできません。この場合、「課税事業者の選択届」をこの規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日(適用を受けようとする課税期間が事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その課税期間中)までに税務署に提出して課税事業者を選択することが必要です。ただし、一度、課税事業者を選択するとそれ以降2年間は免税事業者に戻れませんから慎重に検討する必要があります。この期間中に輸出免税の対象にならない課税売上に係る消費税が課税仕入れにかかる消費税よりも多くなれば、消費税を納付することになりますからご注意ください。

Q 弊社は輸出売り上げの比率が高く消費税の還付が年一度だと資金繰りが苦しいので早く還付を受けたいのですがどうにかありませんか。

A 消費税の課税期間を短縮する特例を適用すれば、早く消費税の還付を受けられます。

消費税の課税期間については、特例として3か月ごと又は1か月ごとに短縮することができます。この場合、選択した課税期間の末日の翌日から2月以内に消費税の確定申告書を税務署に提出することになりますから、その分、消費税の還付は早くなります。

この特例を受けるためには「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を原則としてその適用を受けようとする短縮に係る課税期間の開始の日の前日までに税務署長に提出することが必要です。

なお、事業廃止の場合を除き、この特例の規定の適用を受けた場合にはその適用を受けた日から2年間はこの規定の適用をやめたり他の期間に変更したりすることはできません。

最後に

消費税の輸出免税の規定は売り上げに係る消費税が免税される一方で課税仕入れにかかる消費税は課税仕入れが認められるので大変重要な規定ですが、その分、一度選択すると2年間変更が認められない規定があるなど、厳しい制約が課されています。適用に際しては、しっかりした事業計画が必要なので、輸出取引をお考えの際は、事前に、税理士に相談されることをお勧めします。